



報道発表資料の配付日時 3月30日(水) 15時00分

発表項目 (行事名)	宗谷総合振興局管内における野鳥監視重点区域の解除について(終報)		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>利尻富士町で2月15日に回収された死亡野鳥(ハブトガラス)5羽と、3月1日に礼文町で回収された死亡野鳥(ハブトガラス)3羽から、高病原性鳥インフルエンザウイルス(H5N1亜型)が確認(陽性)されたことに伴い、<u>環境省が指定した野鳥監視重点区域</u>(それぞれの回収地点から半径10kmの区域内)は、その後、当該区域内で鳥インフルエンザ感染個体や野鳥の大量死等は確認されなかったため、<u>3月29日(火)24時に解除(※)されましたのでお知らせします。</u></p> <p>※環境省では野鳥監視重点区域を高病原性確認個体の回収日の次の日を1日目として28日目の24時に解除するとしており、複数発生で野鳥監視重点区域の範囲が重なる場合は、最後の区域が解除される時に同時に解除することとしています。</p> <p>〈道の今後の対応〉</p> <p>(1) 国内の野鳥サーベイランス(調査)が「対応レベル3」(最高レベル)とされていることから、各振興局で野鳥生息場所の監視、死亡野鳥等の検査などの監視強化を継続します。</p> <p>(2) 全道すべての家きん飼養農場に対し、2月15日の家畜伝染病予防法第9条に基づく緊急消毒命令と併せ、<u>雪解け後の鶏舎周辺への石灰散布や異状が見られた場合の早期通報、防鳥ネットなど野鳥の侵入防止対策の徹底</u>について改めて指導し、発生予防対策の強化を図ります。</p>		
参考			
報道(取材)に当たってのお願い	○ 高病原性鳥インフルエンザ発生防止のため、引き続き、家きん飼養農家における飼養衛生管理の自己点検や消毒の徹底について、積極的な報道による注意喚起をお願いします。		
他のクラブとの関係	同時配付 同時レク	環境省、宗谷総合振興局	
担当 (連絡先)	<ul style="list-style-type: none"> ・環境生活部環境局自然環境課野生鳥獣係(担当者:鈴木) TEL:011-231-4111(内線24-382)ダイヤルイン:011-204-5205 ・農政部生産振興局畜産振興課家畜衛生係(担当者:信本) TEL:011-231-4111(内線27-791)ダイヤルイン:011-204-5441 		